

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

(令和7年4月1日 現在)

1 事業者（法人）の概要

名 称	社会福祉法人 健寿会
所 在 地	千葉県茂原市南吉田4061番1
代表者（職名・氏名）	理事長 緑川 和浩
定款の目的に定めた事業	特別養護老人ホーム長生苑の設置経営
	軽費老人ホームケアハウス長生苑の設置経営
	老人デイサービス事業
	老人短期入所事業
	居宅介護支援センター長生苑の設置経営
施設・拠点等	特別養護老人ホーム長生苑 1か所
	ショートステイ長生苑 1か所
	デイサービスセンター長生苑 1か所
	ケアハウス長生苑 1か所
	居宅介護支援センター長生苑 1か所

2 事業所の概要

名 称	ショートステイ長生苑
管 理 者	施設長 緑川 和浩
所 在 地	千葉県茂原市南吉田4061番1
連 絡 先	0475-30-9777
サービスの種類	短期入所生活介護（指定年月日：平成13年4月1日）
	介護予防短期入所生活介護（指定年月日：平成19年4月1日）
事業者番号	1271500314
利用定員	6人

3 運営の方針

ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用者の立場にたち、思いやりのある家庭的な雰囲気のもとで安全で安心した生活環境の場、生きがいと活力の助長、地域に開かれた福祉の展開を基本的な理念とし、良質なサービスできめ細かく提供します。

4 事業所の設備等

居室・設備の種類	室 数	備 考
2人部屋	12室	多床室 (1人あたりの面積 12.01 m ²)
4人部屋	8室	
洗面所・便所		各居室等に設置してあります。
浴室	2室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
医務室	1室	
静養室	1室	1床、用意してあります。
食堂	2室	
機能回復訓練室	1室	1F 食堂と兼用
その他設備	談話コーナー・洗濯室・汚物処理室・介護材料室 等を設けております。	

※ 各居室及び設備は、本体施設と兼用となります。

5 事業所の職員体制

職 種	常勤・非常勤	業務内容	備 考
管理者	1名	事業所総括管理者	
医師	1名	医療業務	嘱託医
介護支援専門員	1名以上	ケアプラン作成	
生活相談員	1名以上	生活相談	
管理栄養士	1名以上	栄養管理業務	
機能訓練指導員	1名以上	機能訓練	看護職員の兼務可
看護職員	2名以上	入居者健康管理	常勤換算にて(ただし1名は常勤)
介護職員	17名以上	入居者介護業務	介護福祉士及び以外の資格
事務員	2名以上	事務	配置基準なし
介助、清掃員等	若干名	洗濯、清掃、営繕、送迎運転	配置基準なし

※すべて本体施設(特養)と兼務

6 提供するサービスの内容

サービス		内 容
1	サービス計画の立案	利用期間が4日以上の場合、ご利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、計画を作成します。
2	食事	ご利用者の心身状態及び嗜好を考慮した食事の提供をします。やむを得ない場合を除き、食堂にておとりいただきます。 (朝 食) 7 : 4 5 ~ 8 : 4 5 (昼 食) 1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 4 5 (夕 食) 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
3	入浴	入浴又は清拭を週2回行います。 身体状況により、機械浴槽を使用して入浴することができます。
4	介護	ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。 ・食事、入浴、更衣、排泄等の介助 ・体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等
5	送迎	ご利用者の心身状態等を考慮した送迎を行います。ただし、職員の体制等により送迎が困難な場合もございます。
6	機能訓練	日常生活動作の維持又は向上のための援助を日頃の生活の中で実施します。
7	生活相談	日常生活に関すること等の相談に応じます。
8	健康管理	利用初日及び必要な場合の健康チェック、お薬の管理等を行います。 利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。
9	レクリエーション クラブ活動	事業所内外の交流会やレクリエーション、各種クラブ活動を行っております。
10	理美容サービス	月に2回、理容師の出張による理髪サービス

7 利用料金

利用料金及び支払方法等については、別に定める【サービス利用料金】のとおりとなります。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

ご利用のご予約は2ヶ月前からできますので、ご連絡下さい。なお、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員・保健師等とご相談ください。

ただし、ベッドの空き状況等によっては、ご希望に添えない場合もございます。

(2) 入所・退所時間

入所時間 : ご利用開始日の午前9時以降と致します。

(原則として午前9時から午前11時までとします。)

退所時間 : ご利用終了日の午後5時までと致します。

(原則として午後2時から午後5時までとします。)

※ただし、緊急の場合やご利用者の状態等によっては、その限りではありません。

(3) サービス利用の中止・変更

- ①利用期間前にサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たにサービスの利用を追加することができます。中止・変更する場合には利用開始前日の午後5時30分までに事業者申し出て下さい。
- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。
- ③利用開始日の健康チェックの結果体調が悪い場合、又は利用期間中に体調が悪くなった場合、サービスの利用変更又は中止することがあります。この場合、ご家族等へ連絡のうえ、適切に対応いたします。
- ④インフルエンザ等の感染症を発症している場合、又は疑いがある場合は、サービスの利用を中止することがありますのでご了承ください。

9 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせによる主治医及び家族・居宅介護支援事業者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応方法

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、市町村及び関係諸機関等に連絡するとともに、再発防止対策に努めその対応について協議します。

11 身体拘束の禁止

原則として、サービス提供にあたり身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご利用者及びご家族へ十分な説明をし、同意を得て行います。

12 虐待防止に向けた体制等

施設は虐待防止委員会を設け、年2回以上研修を行います。虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者へ報告を行い、再発防止対策について、速やかに虐待防止委員会にて協議します。

再発防止策について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

13 非常災害対策

当事業所の所在する地域の環境及びご利用者の特性に応じて、非常災害に関する計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

- ①災害時の対応 : 避難誘導、飲料水・食料の確保 等
- ②防災設備 : 消火器、スプリンクラー 等
- ③防災訓練 : 年4回以上行っております
- ④防災責任者 : 有資格者の責任者を配しています

1 4 業務継続計画の策定等

施設は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため計画を策定し、当該業務改善計画に従い必要な措置を講じ業務継続計画について周知します。

施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

1 5 サービス利用にあたっての留意事項

(1) 面会について

- ・面会時間は、午前 9：00 から 午後 5：00 までといたします。
- ・来訪者は、必ず面会受付票に記入してください。なお、来訪される場合、多量の食品や酒類の持ち込みはご遠慮ください。食事規制の方もおりますので、他のご利用者へのお裾分けはご遠慮下さい。また、職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。

(2) 外出について

外出をされる場合は、「外出外泊届」により事前にお申し出下さい。

(3) 喫煙について

施設内の喫煙スペースのみで喫煙ができます。

(4) 持ち物等について

間違い・紛失をさけるため全ての持ち物に必ずお名前をご記入下さい。また、お金や高価なもの等は基本的にはお持込みにならないようお願いいたします。

(5) 設備・器具の利用

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。ただし、故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(6) 宗教活動・政治活動

施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

1 6 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所の相談窓口 及び担当職員	担当職員：生活相談員 T E L：0475-30-9777 F A X：0475-34-8863 受付時間：毎週 月曜日～金曜日 8時30分 ～ 17時00分
--------------------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

千葉県運営適正化委員会	所在地：千葉市中央区千葉港4番3号 T E L：043-246-0294
千葉県国民健康保険団体 連合会	所在地：千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 T E L：043-254-7428
その他	上記以外に、区市町村でも相談・苦情を受け付けております。

令和 年 月 日

利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県茂原市南吉田４０６１番１
 名称 ショートステイ長生苑
 説明者 所属
 説明者 職・氏名： _____

印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

(利用者)

氏 名 _____ 印 _____

(代理人)

氏 名 _____ 印本人との続柄 ()